

[別紙 2]

論文審査の結果の要旨

山下詠子

申請者氏名

本論文は、長野県における林野入会の現代的変容を、1) 入会集団が所有形態を変更する要因、2) 所有形態が入会集団に与える影響、の観点から明らかにし、現代的変容をふまえた入会林野の管理・利用と入会林野政策の方向性を考察したものである。

1章では、文献調査によって、林野入会の変容に関する研究においては所有形態の影響への着目が不十分であること、入会林野政策の研究においては入会林野整備事業の対象外の入会集団への注目が薄かったことを明らかにし、種々の所有形態を横断的に捉えて入会林野の実態に迫る必要があることを指摘した。そのうえで、調査対象地を入会林野の面積が大きく、かつ多様な所有形態を含む長野県に限定したことが述べられている。

2章では、入会林野の政策史を整理し、各政策が林野入会にもたらした影響を林野の所有面から分析した。加えて全国的な入会林野の所有形態ごとの存在状況を分析し、長野県における存在状況を明らかにした。

3章では、生産森林組合、財産区、認可地縁団体、公益法人、株式会社の各所有形態の制度分析を行い、入会慣習と所有制度との齟齬という観点から整理を行った。

4章では地方自治法上の「認可地縁団体」への所有形態変更の動きを取り上げ、その実態と要因を分析した。また、入会集団の外部の主体として、県、県林業公社、市町村、森林組合における認可地縁団体制度への対応を明らかにした。認可地縁団体制度はこれまでの近代化政策から取り残され、または入会林野整備事業による整備意思を持たない集団に登録の道を開いた点で評価できる。ただし、入会権をめぐる権利者・非権利者間でのトラブルの種が残されている。また、経営不振と税負担の問題が限界に達した生産森林組合が、解散後の受け皿として認可地縁団体制度を活用していることが明らかにされた。これに対して、林野行政は現場先行の動向を把握し、認可地縁団体による林野所有を、入会林野政策の観点から林政の中に位置づける必要があることを提言している。

5章では、入会集団の範囲を決める権利の得喪の動態が明確に析出されると考えられる「混住化」や「過疎化」が進行する伊那市・諏訪市・長野市・山ノ内町において、各所有形態が入会集団にどのような影響をもたらしているのか分析した。第一グループの所有形態（生産森林組合、林野利用農業協同組合、株式会社）は定款により構成員が組合員（または株主）に限定される。近代的所有形態をとりながらも旧慣に基づく構成原理が貫かれる事例が確認される一方、いくつかの事例においては個別的権利が助長される傾向が見られた。過疎化が進む地域においては離村非失権という新たな対応がみられた。第二グループの所有形態（財産区、認可地縁団体）は、地方自治法に基づくものである。財産区制度においては規定された構成原理は実際に守られ、制度

が入会権の団体的権利を強める方向へ働いたといえる。一方、認可地縁団体は所有制度が入会集団に与える影響はほとんどなく、所有制度に適合した入会集団のみが認可を受けていた。第三グループの所有形態（財団法人、入会集団）は、法律によって構成原理が規定されていない。そのため、入会集団内部の慣習に従って権利者が決められており、所有制度による影響は見られなかった。

6章では研究の総括を行い、長野県における林野入会の現代的変容、さらに入会林野の管理・利用のあり方と入会林野政策の方向性を考察した。変容の第一点として、個別的権利が強まるとともにその権利が維持または強化されるケースが存在する一方で、団体的権利が強まりながらもその権利自体は稀薄化するケースが存在するという二極分化が見られた。第二点は、入会林野における林野利用の多目的化、とくに森林の公益的機能の発揮の場としての新たなニーズの出現である。ただし、個別的権利としての性格が強い入会林野において、排他性を持つ入会権をどのようにかぶせて、または調整していくべきかという新たな課題が現れる。最後に、以上の変容を遂げつつある林野入会に対して、あるべき入会林野政策の課題として次の2点を提示した。(1)政策の対象を近代化整備対象の未整備入会林野と生産森林組合に限定するのではなく、他の所有形態をも含めた総体として設定する必要がある。(2)政策目的を「林野の高度利用」に代わって木材生産機能を含む森林の多面的機能の発揮に求め、そこを出発点とする政策の形成が必要である。

以上のように、本論文は登記簿上の所有形態の変化と入会集団の性質の変容という2点を分析視角として日本林政史上の重要な課題である林野入会の変容を実証的に明らかにしたものであり、学術上および政策上の貢献が大きい。よって審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。